

○岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得

令和4年4月1日要領第15号

改正

令和5年4月1日要領第4号

岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、岩国市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等(公共測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。)に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が遵守すべき事項について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この心得において「入札参加者」とは、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者であって、条件付一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札の指名を受けた者をいう。ただし、共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、建設業法(昭和24年法律第100号)、岩国市財務規則(平成18年規則第52号。以下「財務規則」という。)、岩国市建設工事執行規則(平成18年規則第171号)その他関係法令及びこの心得を遵守するものとする。

2 岩国市条件付一般競争入札実施要領(平成20年10月1日制定)に定める条件付一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)、岩国市電子入札実施要領(令和4年4月1日制定)に定める電子入札(以下「電子入札」という。)、岩国市郵便入札実施要領(令和4年4月1日制定)に定める郵便入札(以下「郵便入札」という。)及び岩国市建設工事指名競争入札執行規程(平成18年訓令第53号)に定める指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)においては、前項に加えて同要領及び同訓令を遵守するものとする。

(設計図書の入手)

第4条 入札参加者は、施行令第167条の6第1項の規定による入札公告又は施行令第167条の12第1項の規定による指名通知(以下「公告等」という。)の記載内容、入札条件、指示事項、仕様書、設計書、図面その他関係書類(以下「設計図書」という。)を熟覧の上、適正な積算を行い、入札するものとする。

2 条件付一般競争入札における入札参加者は、入札公告を岩国市入札情報公開サービス、契約監理課の掲示場所又は総合支所の掲示場所で閲覧し、設計図書を岩国市入札情報公開サービスからダウンロードすることにより入手するものとする。この場合において、設計図書をダウンロードする際に必要となるパスワードは、岩国市条件付一般競争入札実施要領第5条第2項に規定するパスワード照会書を契約監理課にファックスにより提出し、同項に規定するパスワ

ード回答書を受領することにより取得するものとする。

3 前項のパスワードの照会期限は、開札日の前日の午後5時までとする。ただし、当該日が岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該休日の前の直近の休日に当たらない日の午後5時までとする。

4 指名競争入札における指名通知を受けた者は、指定された期間内に岩国市入札情報公開サービスから指名通知に記載されたパスワードを使用し、設計図書をダウンロードすることにより入手するものとする。

5 設計図書について、別に定めがある場合はこの限りでない。

（設計図書に関する質問）

第5条 入札参加者は、設計図書について質問があるときは、工事内容質問書（様式第1-1号）又は業務内容質問書（様式第1-2号）を、公告等で定める提出期限までに、契約監理課に持参又はファックスにより提出することで質問をするものとし、ファックスによる場合は、契約監理課に到達確認の電話連絡をするものとする。

2 前項の質問に対する回答は、工事内容質問回答表（様式第2-1号又は様式第2-2号）又は業務内容質問回答表（様式第2-3号）により、公告等で定める回答日に岩国市入札情報公開サービス及び契約監理課の掲示場所において掲載して行うものとする。

（入札保証金等）

第6条 入札参加者は、入札執行前に、財務規則第95条（岩国市下水道事業の設置等に関する条例（平成26年条例第24号）第1条に定める下水道事業（以下「下水道事業」という。）に係る入札にあつては岩国市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27年規則第7号）第101条第1号、岩国市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第27号）第1条に定める簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）に係る入札にあつては岩国市簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年規則第5号）第102条第1号）に定める入札保証金又は財務規則第97条に定める入札保証金に代わる担保について関係職員の点検を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して、受領書と引換えに提出するものとする。

2 前項の入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後に、その受領書と引換えに還付する。ただし、落札者には財務規則第126条（下水道事業に係る入札にあつては岩国市下水道事業の財務に関する特例を定める規則第101条第2号、簡易水道事業に係る入札にあつては岩国市簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則第102条第2号）に定める契約保証金を納付させ、契約履行後、財務規則第131条の規定により還付する。

3 財務規則第96条の規定により入札保証金を減免する場合又は財務規則第127条の規定により契約保証金を減免する場合は、公告等により明示する。

（入札書）

第7条 入札参加者は、入札書（様式第3-1号又は様式第3-2号）の記載及

び押印において、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、電子入札又は公告等において別に定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。
- (2) 記載する金額は、金額の頭書に、¥【円】の記号を付記し、アラビア数字を用いて正確に記載すること。
- (3) 工事名又は業務名（以下この条において「工事名等」という。）、工事場所又は業務場所（以下この条において「工事場所等」という。）、入札書の宛先、入札金額及び開札日を記載すること。
- (4) 入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名は、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿における住所、商号又は名称及び代表者氏名（共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名をいう。）を記載すること。
- (5) 電子くじに使用するくじ入力番号は、任意の数字を3桁記載すること。この場合において、くじ入力番号が記載されていない場合は、3桁とも零として扱うものとする。
- (6) 押印は、使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（以下「入札参加者の使用印」という。）を使用すること。ただし、第10条に規定する代理人による入札の場合は、この限りでない。
- (7) 鉛筆その他消えやすい物を使用せず楷書で明瞭に記載すること。
- (8) 文字の訂正、加入又は削除の箇所には、入札参加者の使用印により押印をすること。ただし、入札金額は、加除訂正を認めないものとする。

2 入札書は、宛名、工事番号又は業務番号、工事名等、工事場所等及び入札者氏名を表記した封筒に入れ、貼付部分を入札参加者の使用印で封印して提出するものとする。ただし、郵便入札については、岩国市郵便入札実施要領第4条の規定によるものとする。

（入札の方法等）

第8条 入札参加者は、入札関係書類及び現場を確認の上、公告等で定める期限までに入札書等（岩国市条件付一般競争入札実施要領第7条第1項に規定する入札書等をいう。以下同じ。）を提出するものとする。この場合において、貸与されている設計図書があるときは、返還するものとする。

2 電子入札に参加する者は、電子入札システムを利用して入札書等を提出するものとする。ただし、岩国市電子入札実施要領第14条第1項に規定する紙入札参加承認願を市長に提出し、紙入札での入札参加の承認を得た者は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合の入札書等の提出方法は、紙入札での入札参加手引に定めるとおりとする。

4 郵便入札の場合の入札書等の提出方法は、岩国市郵便入札実施要領に定めるとおりとする。

- 5 公告等又は設計図書において、別に定めがある場合はこの限りでない。
- 6 入札参加者は、建設工事に係る入札においては、入札書と同時に工事費内訳書を提出するものとする。
- 7 次条の入札を辞退する場合を除き、提出後の入札書及び工事費内訳書について、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。また、提出された入札書及び工事費内訳書は、原則として返却しないものとする。
- 8 所定の時刻までに入札書等を提出しない者は、棄権したものとみなす。
(入札の辞退)

第9条 入札を辞退しようとする入札参加者は、入札辞退届(様式第4—1号又は様式第4—2号)を条件付一般競争入札にあつては入札書等を提出した日から開札日時までに、指名競争入札にあつては指名通知をした日から開札日時までに、契約監理課に持参又はファックスにより提出するものとし、ファックスによる場合は、契約監理課に到達確認の電話連絡をするものとする。なお、提出後の入札辞退届については、取消し又は撤回を認めないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札に参加する者が入札書等を提出する前に辞退しようとするときは、同項の届出に加えて、岩国市電子入札実施要領第11条第1項に規定する辞退届を提出するものとする。
- 3 開札開始後における入札の辞退及び口頭による辞退の表明は、認めないものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(代理人による入札)

第10条 入札参加者は、その代理人をして入札させるときは、入札書を提出する前に委任事項等が明確に記載された委任状(様式第5—1号又は様式第5—2号)を提出するものとする。

- 2 前項に規定する委任状の委任者については、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するものとし、委任者の押印については、入札参加者の使用印を押印するものとする。
- 3 代理人による入札における入札書の記載については、第7条第1項第4号に規定する入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代理人の氏名を明記するものとする。
- 4 代理人による入札における入札書への押印(第7条第1項第8号に規定する訂正等の押印を含む。)は、第1項に規定する委任状において受任者の使用印として定めた印を使用するものとする。この場合において、入札参加者の使用印の押印は、不要とする。
- 5 代理人は、同一の入札において、他の入札参加者の代理をすることはできないものとする。
- 6 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすること

はできないものとする。

（開札の立会い）

第11条 開札の立会いを希望する入札参加者は、当該入札に係る工事及び業務委託ごとに、公告等で定める入札書の提出期限日の正午までに、契約監理課にファックスにより開札立会申請書（様式第6—1号又は様式第6—2号）を提出するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による申請があったときは、申請のあった者全員を立会人として指定するものとし、その旨を通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札は、原則として入札参加者の立会いを認めないものとする。ただし、立会人を設けて開札を行う必要があると認められる入札については、この限りでない。

4 立会人は、当該開札終了後、開札確認書（様式第7—1号又は様式第7—2号）に署名を行うものとし、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令等に抵触する行為を行ってはならないものとする。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行ってはならないものとする。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示してはならないものとする。

4 入札参加者は、開札会場に参集して行う開札において、入札執行開始の宣言から入札執行終了の宣言までの間、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

（1） 外部の者と入札金額又は入札意思について相談する行為

（2） 携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末の操作等、外部との相談が疑われる行為

（3） 私語及び誤解を招くような不審な行為

（入札執行及び開札）

第13条 入札執行者は、公告等で定める入札開始時刻になったときは、直ちに入札執行開始の宣言をし、入札及び開札を執り行うものとする。

2 開札会場に参集して行う開札又は立会人を設けて行う開札において、入札執行開始の宣言から入札執行終了の宣言までの間は、入札参加者及び立会人の入退室を認めないものとする。ただし、入札参加者の安全確保等の特にやむを得ない理由がある場合に限り、入札執行者は、入札を一時的に中止し、入札参加者及び立会人の退室を認めることができるものとする。

3 入札参加者は、入札執行に関し、係員の指示に従うものとする。

4 入札執行者は、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）が決定したときは、落札者等及びその入札金額を発表し、入札結果を公表するものと

する。

- 5 入札参加者は、入札執行調書の撮影若しくは複写をすること、又は入札執行調書の写しを求めることはできないものとする。

(入札の無効等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告等にした入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 虚偽の申請を行った者が入札したもの
- (3) 入札書の提出期間内に提出がなかったもの
- (4) 第8条に規定する方法によらないもの
- (5) 電子入札以外の入札において指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの
- (6) 電子入札以外の入札において指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- (7) 電子入札以外の入札において1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの
- (8) 同一案件の入札において入札参加者が2通以上の入札書を提出したもの
- (9) 入札書の金額を訂正したもの
- (10) 電子入札以外の入札において入札書に記名及び押印のないもの
- (11) 入札書の工事名又は業務名若しくは工事場所又は業務場所が公告等と一致しない、又は記載されていないもの
- (12) 電子入札以外の入札において、入札書等の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの
- (13) 設計図書を手付けせずに入札したもの
- (14) 提出期間内に入札参加資格確認書類の提出がなかったもの
- (15) 明らかに連合によると認められるもの
- (16) 保証金を要する場合にあっては、その納付がないもの又はその額が不足するもの
- (17) 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者又は入札に関する委任者を定める場合においては受任者以外の者がしたもの
- (18) 入札に際し不正行為があったと認められるもの
- (19) 施行令第167条の4各号のいずれかに該当する者が入札したもの
- (20) 岩国市電子入札実施要領第15条に定めるもの
- (21) 岩国市郵便入札実施要領第10条に定めるもの
- (22) 前各号に掲げるもののほか、その他指定した事実違反したもの

- 2 工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その入札は無効とする。

- (1) 対象工事（岩国市工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日制定）第3条に該当する工事をいう。）において工事費内訳書の提出のないもの
- (2) 第8条に規定する方法によらずに提出されたもの

- (3) 工事名の記載のないもの又は相違があるもの
 - (4) 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの
 - (5) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
 - (6) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
 - (7) 工事費内訳書の各項目が、市長が指定した記載項目を満たしていないものの
 - (8) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
 - (9) 工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの
 - (10) 工事費内訳書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの
- (失格とする要件)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合において、予定価格を上回る価格の入札をした者
 - (2) 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格の入札をした者
 - (3) 第12条の規定その他この心得の規定に反する行為をした者
- (入札の中止等)

第16条 公告等をしたときから落札者の決定までの間において、入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができるものとする。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできないものとする。

- 2 指名競争入札において、入札執行宣言前に入札参加者が1者になった場合は、入札を中止するものとする。ただし、条件付一般競争入札においては、この限りでない。
 - 3 次条に規定する再度の入札において、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止するものとする。
 - 4 前3項の規定により、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わないものとする。
- (再度入札)

第17条 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、設計図書の再検討が必要と認められるときは、日時を改めて執行することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表するときは、入札回数を1回とする。
- 3 1回目の入札において無効となる入札をした者又は失格となった者は、その後の再度の入札には参加できないものとする。

（落札者等の決定）

第18条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除く。）を、条件付一般競争入札にあっては落札候補者とし、指名競争入札にあっては落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により落札者等及び順位を決定するものとする。

（1） 電子入札の場合 電子入札システムの電子くじにより落札者等及び順位を決定するものとする。

（2） 該当する者が全員立会人（委任状を持参した代理人を含む。）である場合 該当者全員に直ちにくじを引かせて落札者等及び順位を決定するものとする。

（3） 前2号に掲げる以外の場合 市が指定した日に該当者全員（委任状を持参した代理人を含む。）にくじを引かせて落札者等及び順位を決定する。この場合において、該当者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した該当者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（最低価格の入札参加者以外の者を落札者等とする場合）

第19条 入札執行者は、次に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者等とすることができるものとする。

（1） 岩国市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日制定）及び岩国市調査・設計等業務委託低入札価格調査実施要領（平成29年4月1日制定）に定めるところにより低入札価格調査を適用した入札において、調査基準価格又は判断基準額を下回る価格で入札が行われた場合

（2） 岩国市最低制限価格制度実施要領（平成28年4月1日制定）に定めるところにより最低制限価格制度を適用した入札において、最低制限価格を下回る価格で入札が行われた場合

2 前項の規定により判断基準額又は最低制限価格を下回る価格でなされた入札は、失格とするものとする。

（落札候補者に対する通知）

第20条 入札執行者は、開札後、速やかに当該落札候補者に落札候補者となった旨を電子入札システム又はファックスにより通知するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第21条 落札候補者となった旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認書類を契約監理課に提出するものとする。

2 落札候補者が、前項に規定する期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は、入札参加資格のない者が行った入札とみなし、無効とする。

3 前項の規定により無効とされた落札候補者については、第9条第4項の規定を準用する。

4 入札参加資格確認後の配置技術者の変更は、認めないものとする。

(条件付一般競争入札の落札者の決定)

第22条 落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者と決定する。ただし、施行令第167条の10第1項の規定に該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

2 落札候補者が入札参加資格を有していないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、その旨を通知し、次順位の落札候補者となるべき者に対し、第20条から本条までの規定について、落札者を決定するまで同様の手順により行うものとする。

(契約の締結等)

第23条 落札者は、落札が決定した日から次の各号に掲げる契約の区分により、当該各号に掲げる日（休日を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(1) 工事の請負契約 10日

(2) 前号以外の契約 5日

2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないものとする。

3 岩国市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第64号）第2条に定める契約については、議会の議決を要するため、落札が決定した後に仮契約を締結し、議決を経た後に本契約を締結する。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除する。

4 落札者は、契約担当者が指示する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記入し、記名押印の上、関係書類を添えて落札決定後速やかに、契約担当者等に提出しなければならないものとする。

(下請負人の制限)

第24条 工事及び業務委託を受注した者は、岩国市の指名停止期間中の者を下請負人として選定することはできないものとする。

(疑義及び異議の申立て)

第25条 入札参加者は、この心得に疑義があるときは、その疑義について入札書等の提出期限までに質問することができるものとする。

2 入札参加者は、入札書等の提出後、この心得、入札関係書類、現場状況等について、不明を理由に異議の申立てはできないものとする。

3 工事費内訳書に係る積算に関する疑義は、岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領（令和4年4月1日制定）の定めによるものとする。

附 則（令和4年4月1日）

(施行期日)

1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に施行令第167条の６第１項の規定による公告又は施行令第167条の12第１項の規定による通知がなされた工事及び業務委託については、なお従前の例による。

附 則（令和５年４月１日）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

様式第2—1号（第5条関係）

【一般・工事用】

工事内容質問回答表

番号

施工年度		工事番号		工事場所		
工事名					質問受付日	
公告日		開札日		質問回答日		
質問事項（質問内容）				回答事項（回答内容）		

様式第2—2号（第5条関係）

【指名・工事用】

工事内容質問回答表

番号

施工年度		工事番号		工事場所		
工事名					質問受付日	
指名通知日		開札日		質問回答日		
質問事項（質問内容）				回答事項（回答内容）		

業務内容質問回答表

番号 _____

実施年度		業務番号		業務場所		
業 務 名					質問受付日	
指名通知日		開札日		質問回答日		
質問事項（質問内容）				回答事項（回答内容）		

入札書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

入札者の住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

岩国市財務規則、岩国市工事請負契約約款、岩国市建設工事執行規則、岩国市条件付一般競争入札実施要領（一般競争入札に限る。）、岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得、入札条件及び指示事項並びに公告等に従い、設計図書、現場等を熟知した上で、次のとおり入札します。

工事名											
工事場所											
入札金額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
くじ入力 番号											

（注）1 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。

2 記載する金額は、金額の頭書に、¥【円】の記号を付記し、アラビア数字を用いて正確に記載すること。

3 工事名、工事場所、入札書の宛先、入札金額及び開札日を記載すること。

4 入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名は、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿における住所、商号又は名称及び代表者氏名（共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名をいう。）を記載すること。

5 電子くじに使用するくじ入力番号は、任意の数字を3桁記載すること。この場合において、くじ入力番号が記載されていない場合は、3桁とも零として扱うものとする。

6 押印は、使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（以下「入札参加者の使用印」という。）を使用すること。ただし、第10条に規定する代理人による入札の場合は、この限りでない。

7 鉛筆その他消えやすい物を使用せず楷書で明瞭に記載すること。

8 文字の訂正、加入又は削除の箇所には、入札参加者の使用印により押印をすること。ただし、入札金額は、加除訂正を認めないものとする。

9 入札書は、宛名、工事番号、工事名、工事場所及び入札者氏名を表記した封筒に入れ、貼付部分を入札参加者の使用印で封印して提出するものとする。ただし、郵便入札については、岩国市郵便入札実施要領第4条の規定によるものとする。

入札書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

入札者の住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

岩国市財務規則、岩国市業務委託契約約款、岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得、入札条件及び指示事項並びに公告等に従い、設計図書、現場等を熟知した上で、次のとおり入札します。

業務名											
業務場所											
入札金額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
くじ入力 番号											

（注）1 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。

2 記載する金額は、金額の頭書に、¥【円】の記号を付記し、アラビア数字を用いて正確に記載すること。

3 業務名、業務場所、入札書の宛先、入札金額及び開札日を記載すること。

4 入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名は、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿における住所、商号又は名称及び代表者氏名（共同企業体にあつては、共同企業体結成届出書における代表者となる法人又は団体の代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名をいう。）に記載すること。

5 電子くじに使用するくじ入力番号は、任意の数字を3桁記載すること。この場合において、くじ入力番号が記載されていない場合は、3桁とも零として扱うものとする。

6 押印は、使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印（以下「入札参加者の使用印」という。）を使用すること。ただし、第10条に規定する代理人による入札の場合は、この限りでない。

7 鉛筆その他消えやすい物を使用せず楷書で明瞭に記載すること。

8 文字の訂正、加入又は削除の箇所には、入札参加者の使用印により押印をすること。ただし、入札金額は、加除訂正を認めないものとする。

9 入札書は、宛名、業務番号、業務名、業務場所及び入札者氏名を表記した封筒に入れ、貼付部分を入札参加者の使用印で封印して提出するものとする。ただし、郵便入札については、岩国市郵便入札実施要領第4条の規定によるものとする。

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

入札辞退届

次の工事について、次の理由により入札を辞退します。

工事名

開札日

辞退理由

次のア～オの該当するものに○を付け、理由等を記入すること。

ア 人員確保が困難（対象人員に○を付け期間を記載すること。）

人員：現場代理人 ・ 配置技術者 ・ 作業員 ・ 交通誘導員 ・ 下請業者

期間：（ ）月末まで

イ 工事資材の確保が困難（資材名を記載すること。）

資材名：（ ）

ウ 公表された予定価格の範囲内で受注が困難

エ 工事内容が専門外（工種を記載すること。）

専門外の工種：（ ）

オ その他

理由：

【注意事項】

- 1 入札を辞退しようとする入札参加者は、条件付一般競争入札にあっては入札書等を提出した日から開札日時までに、指名競争入札にあっては指名通知をした日から開札日時までに、契約監理課に持参又はファックスにより提出するものとし、ファックスによる場合は、契約監理課に到達確認の電話連絡をするものとする。なお、提出後の入札辞退届については、取消し又は撤回を認めないものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、電子入札に参加する者が入札書等を提出する前に辞退しようとするときは、同項の届出に加えて、岩国市電子入札実施要領第11条第1項に規定する辞退届を提出するものとする。
- 3 開札開始後における入札の辞退及び口頭による辞退の表明は、認めないものとする。
- 4 1及び2の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

入札辞退届

次の業務について、次の理由により入札を辞退します。

業務名

開札日

辞退理由

次のア～エの該当するものに○を付け、理由等を記入すること。

ア 人員確保が困難（対象人員に○を付け期間を記載すること。）

人員：管理技術者 ・ 照査技術者 ・ その他の技術者 ・ 下請業者

期間：（ ）月末まで

イ 公表された予定価格の範囲内で受注が困難

ウ 業務内容が専門外（内容を記載すること。）

専門外の業務内容：（ ）

エ その他

理由：

【注意事項】

- 1 入札を辞退しようとする入札参加者は、条件付一般競争入札にあっては入札書等を提出した日から開札日時までに、指名競争入札にあっては指名通知をした日から開札日時までに、契約監理課に持参又はファックスにより提出するものとし、ファックスによる場合は、契約監理課に到達確認の電話連絡をするものとする。なお、提出後の入札辞退届については、取消し又は撤回を認めないものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、電子入札に参加する者が入札書等を提出する前に辞退しようとするときは、同項の届出に加えて、岩国市電子入札実施要領第11条第1項に規定する辞退届を提出するものとする。
- 3 開札開始後における入札の辞退及び口頭による辞退の表明は、認めないものとする。
- 4 1及び2の規定による届出をせずに入札を辞退した者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

委 任 状

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

委 任 者

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

次の者を代理人として定め、入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 工事番号
- 2 工事場所
- 3 工事名
- 4 開札日

受 任 者

住 所

商号又は名称

受 任 者 氏 名

受任者の使用印

委任状

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

委 任 者

住 所

商号又は名称

印

代 表 者 氏 名

次の者を代理人として定め、入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 業 務 番 号
- 2 業 務 場 所
- 3 業 務 名
- 4 開 札 日

受 任 者

住 所

商号又は名称

受 任 者 氏 名

受任者の使用印

開札立会申請書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

次の工事について、開札に立会することを希望します。

開 札 日	
工 事 名	

※ 1 立会人選任通知書は、選任された場合のみ通知させていただきます。

※ 2 開札立会人は入札参加者の 1 人（1 者につき 1 人）とします。

立会人選任通知書

FAX 返信用

様

岩国市今津町一丁目 1 4 番 5 1 号
岩国市役所 総務部 契約監理課
電話番号：0 8 2 7 - 2 9 - 5 0 6 4
担当者：

上記案件の開札立会人に選任されましたのでお知らせします。

当日は、この通知書と立会に来庁される方の身分証を持参の上、開札時刻までにご参集ください。

開札立会申請書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

次の業務について、開札に立会することを希望します。

開 札 日	
業 務 名	

※ 1 立会人選任通知書は、選任された場合のみ通知させていただきます。

※ 2 開札立会人は入札参加者の 1 人（1 者につき 1 人）とします。

立会人選任通知書

様

岩国市今津町一丁目 1 4 番 5 1 号
岩国市役所 総務部 契約監理課
電話番号：0 8 2 7 - 2 9 - 5 0 6 4
担当者：

上記案件の開札立会人に選任されましたのでお知らせします。

当日は、この通知書と立会に来庁される方の身分証を持参の上、開札時刻までにご参集ください。

開 札 確 認 書

次の工事の開札に立会し、当該開札が公正かつ適正に実施されたことを認めます。

開札日：

工事名：

年 月 日

開札立会人

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

開 札 確 認 書

次の業務の開札に立会し、当該開札が公正かつ適正に実施されたことを認めます。

開札日：

業務名：

年 月 日

開札立会人

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名

住 所

商号又は名称

役職・氏名